破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２３７号
青森県八戸市吹上１丁目１番33号　釜谷ビル４Ｆ－Ｃ、住民票上の住所青森県三戸郡階上町大字角柄折字十文字５番地63
債務者　髙嶋　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第３０７号
愛知県一宮市笹野1451番地
債務者　脇田麻記子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３５４号
函館市湯浜町11番２号
債務者　小柄　真紀
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４０２号
北海道亀田郡七飯町大中山３丁目263番地
債務者　千島　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４１８号
函館市中道２丁目27番18号
債務者　石澤　正義
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５１号
北海道目梨郡羅臼町緑町299番地１
債務者　中村リン子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第７３４号
名古屋市北区辻町字流７番地の２　コープ野村上飯田209号
債務者　幸村　秀基
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３３号
愛知県豊田市手呂町樋田323番地48
債務者　依田　　真
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６４０号
愛知県安城市弁天町３番22号　レオパレス弁天Ⅰ―204
債務者　平安　光明
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４５号
長崎県長崎市片淵４丁目９番８号　メゾンドエミュウ201号
債務者　葛生　辰行
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1428番地　鬼怒川ロイヤルホテル寮402号、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上742番地の126
債務者　齋藤　敏雄
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７３号
栃木県宇都宮市大曽４丁目10番21号　ＹＷＫマンション306号、前住所栃木県宇都宮市陽南４丁目15番１号
債務者　鈴木　正己
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産廃止

平成１５年（フ）第９１号
岩手県北上市上江釣子６地割47番地５
破産者　株式会社シーエスホーム
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
盛岡地方裁判所花巻支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１３９号
愛知県一宮市松山町１番地５メゾン松山203号
破産者　中島　邦彦
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産終結

平成１６年（フ）第８２７号
和歌山市有家98番地の４　コーポ日前宮２号室、宣告時の住所和歌山市栄谷234番地の13
破産者　榎　　雅弘
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成１６年（フ）第５３７号
広島県福山市曙町４丁目６番18号
破産者　株式会社ナカニシ
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
広島地方裁判所福山支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第４８３号
埼玉県蕨市北町２丁目１番８号
破産者　小泉建設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係